（改正後全文）

雇児発第０４０１０１１号
平 成 ２ ０ 年 ４ 月 １ 日

【一部改正】平成２１年3月３１日雇児発第０３３１０１５号
【一部改正】平成２３年3月３０日雇 児 発 ０ ３ ３ ０ 第 ４ 号
【一部改正】平成２４年3月２９日雇 児 発 ０ ３ ２ ９ 第 ５ 号
【一部改正】平成２７年6月５日雇 児 発 ０ ６ ０ ５ 第 ９ 号

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親支援機関事業の実施について

社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。

このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成２０年４月１日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

（別紙）

里親支援機関事業実施要綱

第１　目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進することが重要であるが、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親等への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親等の制度の普及啓発を積極的に行い、里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・援助など、里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

第２　実施主体及び里親支援機関の指定

１　実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第３に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、ＮＰＯ等、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施できることとする。

２　里親支援機関の指定

都道府県は、第３に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関として指定することができる。

この場合、都道府県は、所管区域外において第３に掲げる事業を適切に実施することができると認めた者についても、里親支援機関として指定することができる。

なお、第３に掲げる事業の委託を行うか否かにかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、役割を明示するため、里親支援機関に指定することが望ましい。

３　留意事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第８５号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第１１条第１項第２号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第４項及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第１条の３８で、

当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされている。また、法第１１条第５項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第３　事業内容

１　里親制度普及促進事業

（１）趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

（２）事業内容

①　普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

②　養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成２１年３月３１日雇児発第０３３１００９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

③　専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成１４年９月５日雇児発第０９０５００３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

（３）留意事項

①　講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

②　専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③　ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成２１年３月３１日雇児発第０３３１０１１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

2　里親委託推進・支援等事業

（１）趣旨

里親等への委託を推進するために、子どもに最も適合する里親等の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親等や関係機関との連絡・調整や、里親等の負担を軽減するための里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親等（同居人、補助者等を含む。）に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

（２）事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

①　里親委託等推進員の配置

ア　事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整等を行う里親委託等推進員を配置すること。

イ　里親委託等推進員は、里親等の制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

②　里親委託等推進委員会の設置

ア　里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ　里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ　里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導をすること。

エ　里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

（３）事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

①　里親委託支援等

児童相談所が里親等に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する里親等との調整等を行い、里親等への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連絡・調整等の支援を実施する。

②　里親等への訪問支援

現に子どもを委託されている里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態

の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設の間の調整を行う。

③　里親等による相互交流

里親等や里親等となることを希望する者、養子縁組希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

（４）事業の実施方法

①　里親委託支援等

ア　円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験を行うなど、児童相談所、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ　里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための養育体験を実施すること。

②　里親等への訪問支援

ア　里親等に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ　里親から援助の依頼があった場合には、援助者・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ　援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ　援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ　里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ　援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③　里親等による相互交流

ア　相互交流は定期的に実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとすること。

イ　相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたる

ものとする。

④　その他

ア　上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、里親等の実態把握や里親等相互の交流の推進等に努めること。

イ　当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。

ウ　その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。

3　里親トレーニング事業

（1）趣旨

子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

（2）事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的又は随時未委託里親に対するトレーニング状況を報告すること。また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから未委託里親に対するトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

（3）里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の①～⑤のいずれかに該当する者とする。

①　社会福祉士

②　精神保健福祉士

③　児童福祉法第13条の第２項各号のいずれかに該当する者

④　児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に５年以上従事した者

⑤　都道府県知事が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（4）トレーニング対象となる未委託里親

この事業のトレーニング対象となる未委託里親については、養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親であって、トレーニングを受けることを希望するもののうち、都道府県知事が適当と認めた里親とする。

（5）事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

①　未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のアからウについて継続的かつ反復的に実施すること。

ア　未委託里親宅における事例検討・ロールプレイ

イ　外部講師による講義の実施

ウ　施設及び既に子どもが委託されている里親宅への実習

②　トレーニングを終了した未委託里親リストを作成し、児童相談所へ提出すること。

（６）留意事項

「（５）①ア」に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。

第４　設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

（１）事務室

（２）相談室等、里親等が訪問できる設備

（３）その他、事業を実施するために必要な設備

第５　経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第６　その他

里親支援及び里親委託等推進方策の向上を図るため、公益財団法人全国里親会においても、里親委託等推進委員会を設け、地域の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託等の好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料等の作成・提供を行うので、協力・連携を願いたいこと。